

(公印省略)

6 建第 1110 号
令和 6 年 9 月 13 日

福岡県建設業協同組合理事長 殿

福岡県建築都市部長
(建築指導課)

建設業許可通知書の偽造事件の発生について (注意喚起)

本県の建設行政の推進につきましては、平素からご理解・ご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、本年 6 月、県内で建設業許可通知書の偽造事件が発生しました。

具体的には、「建設業の許可を受けないで建設業を営む業者が、他人の許可通知書の写しに改ざんを行い、あたかも真正な許可通知書を原形どおりに正確に複写したかのような形式・外観を有する写しを作成し、その写しを提出することで取引先に許可業者であると誤信させて、以後、取引を倍増させた」というものです。

県では、許可通知書の偽造は許可制度を根本から揺るがす極めて悪質な事件であると判断し、当該業者に対して建設業法に基づく監督処分を行うとともに、刑事訴訟法に基づく刑事告発を行ったところです。

貴団体におかれましては、建設工事の請負に当たって相手方が許可を有しているかどうかの確認を行う場合は、必ず国土交通省ホームページ「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」によって確認を行うよう、会員等に周知していただくことをお願いいたします。また、県内において、偽造した許可通知書を保持又は行使をしている業者がありましたら、当課にご通報をお願いいたします。



【通報先】 福岡県建築指導課調査班

TEL : 092-643-3719

← 国土交通省ホームページ

「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」